

# 特定非営利活動法人ジェンダー平等 Labota コンプライアンス規定

## 第1条(目的)

本規定は、特定非営利活動法人ジェンダー平等 Labota(以下「当法人」という)が、その使命であるジェンダー平等の推進及び多様性尊重の実現に向けて活動するにあたり、法令遵守、倫理性、透明性を確保し、健全な運営を行うことを目的とする。

## 第2条(適用範囲)

本規定は、当法人の役員、職員に適用する。

## 第3条(基本方針)

1. 関係者は、すべての法令、条例、規則、並びに当法人の定款及び諸規程を遵守する。
2. 関係者は、社会的信頼を損なう行為を行わず、常に公正・誠実・透明性をもって行動する。
3. 当法人の理念に則り、ジェンダー平等、多様性、包摂性(インクルージョン)の尊重を実践する。

## 第4条(反社会的勢力の排除)

1. 当法人は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)との関係を一切持たない。
2. 関係者は、反社会的勢力に対して資金提供、便宜供与、その他一切の関与を行ってはならない。

## 第5条(私的利益追求の禁止)

1. 関係者は、当法人の地位や情報を利用して自己または第三者の私的利益を追求してはならない。
2. 当法人の活動及び資産は、公益目的のためにのみ使用する。

## 第6条(利益相反の防止及び開示)

1. 関係者は、当法人の利益と自己または第三者の利益が相反する行為を行ってはならない。
2. 利益相反となるおそれがある場合、関係者は速やかにコンプライアンス責任者(理事長)及び理事会に申告しなければならない。
3. 理事会は、利益相反事案について審議し、必要に応じて当該関係者を議決から除外する。

## 第7条(特別の利益の禁止)

1. 当法人は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない。
2. 関係者は、特定の個人や団体に対して不当に優遇する行為を行ってはならない。

## 第8条(人権の尊重)

1. 関係者は、すべての人の人権を尊重し、差別やハラスメントを一切行わない。
2. 性別、性自認、性的指向、年齢、人種、国籍、宗教、障がい等に基づく不当な取扱いを禁止する。
3. 当法人は、ハラスメント防止のための相談窓口を設け、迅速かつ適切に対応する。

## 第9条(情報管理)

1. 関係者は、活動を通じて知り得た個人情報及び機密情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に開示してはならない。
2. 個人情報の取扱いは、個人情報保護法その他関連法令及び当法人の個人情報保護規程に従う。

#### 第 10 条(情報開示及び説明責任)

1. 当法人は、活動及び運営に関する情報を、法令及び定款の定めに従い、適切かつ積極的に開示する。
2. 当法人は、会員、支援者、社会に対して説明責任を果たすため、透明性の高い運営を行う。

#### 第 11 条(コンプライアンス責任者)

1. 当法人は、コンプライアンス遵守を統括・監督するコンプライアンス責任者を配置する。
2. コンプライアンス責任者は理事長とする。
3. コンプライアンス責任者は、関係者からの相談・通報の受付、調査、是正措置の提案及び実施状況の確認を行う。
4. コンプライアンス責任者は、必要に応じて理事会へ報告し、改善策の提言を行う。

#### 第 12 条(会計の適正)

1. 当法人は、会計処理を正確かつ適法に行い、透明性を確保する。
2. 関係者は、資金や資産を私的に流用してはならない。

#### 第 13 条(不正発生時の対応)

1. 関係者による不正行為、重大な規定違反、又は社会的信用を損なう行為が発覚した場合、当法人は速やかに事実調査を行い、原因を究明する。
2. 当法人は、違反行為を行った関係者に対して厳格な処分を行う。処分の内容は、注意、研修受講、職務停止、会員資格停止、除名等とする。
3. 当法人は、再発防止策を策定し、確実に実施する。
4. 当法人は、不正の事実、原因、処分内容、再発防止策等について、個人情報保護及び法令に抵触しない範囲で公表する。

#### 第 14 条(改廃)

本規定の改廃は、理事会の議決によって行う。

#### 附則

1. 附則 この規程は、2025 年 10 月 10 日から施行する。(2025 年 10 月 9 日理事会決議)